建設省厚契発第２８号
平成７年６月３０日

最終改正　令和２年６月５日　　国地契第１４号
国北予第１７号

各地方建設局長等　　あて

建設大臣官房長

土木設計業務等委託契約書の運用基準について

平成７年10月１日以降に締結する土木設計業務等委託契約に係る土木設計業務等委託契約書については、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成７年６月30日付け建設省厚契発第26号）をもって通知されたところであるが、その運用基準を下記のとおり定めたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

対象業務関係

土木設計業務等委託契約書は、設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）を対象とする。

第２条関係

第１項において、本契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。

第３条関係

(1)　第１項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

(2)　第２項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により７日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第４条関係

［注］において、「契約の保証を免除する場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の２第１項第１号の規定により契約書の作成を省略できる土木設計業務等委託契約である場合

二　一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと認められる場合

第７条関係

第４項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の住所、委任し又は請負わせた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第８条の２関係

［注］における条文(A)(B)の選択に当たっては、原則として、条文(A)を選択することとし、次の各号のいずれかに該当する場合に条文(B)を選択すること。

一　象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の工事がなされることを確実に回避する必要がある場合

二　同一又は類似の設計に基づく工事を繰り返し行う場合

第９条関係

第４項は第２条第１項の特則を規定したものでなく、契約書でなく設計図書において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものである。

第15条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第16条関係

第１項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

第20条関係

第３項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第25条関係

(1)　第１項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第21条第３項、第23条第１項、第24条第１項及び第40条第２項の規定に基づくものをいう。

(2)　第１項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

(3)　第２項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第５項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第３項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第３項においては、設計図書等の変更が行われた日、第40条第２項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第26条関係

(1)　第１項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第21条第３項、第23条第２項、第24条第２項及び第40条第２項の規定に基づくものをいう。

(2)　第１項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

(3)　第２項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第５項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第３項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第３項においては、設計図書等の変更が行われた日、第23条第２項においては、受注者が同条第１項の請求を行った日、第24条第２項においては、契約担当官等が同条第１項の請求を行った日、第40条第２項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

(4)　第３項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第３項、第23条第２項、第24条第３項及び第40条第２項の規定に基づくものをいう。

第30条関係

(1)　第４項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。

(2)　１回の損害額が当初の業務委託料の５／1000の額（この額が20万を超えるときは20万円）に満たない場合は、第４項の「当該損害の額」は０として取扱うこと。

(3)　第４項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第２項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

(4)　契約担当官等は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。

第31条関係

第１項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第36条関係

第２項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

第37条の２関係

第５項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により10日とする

ことが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張し又は短縮した日数を記載できるものであること。

第38条関係

第３項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第38条の２関係

契約担当官等は、調達手続において契約書の案を競争参加者又は見積書を徴する相手方に提示するときは、次に掲げる事項を了知させること。

(1)　計年度における業務委託料の支払いの限度額（○年度○％と割合で明示すること。）

(2)　会計年度における業務委託料の支払いの限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第50条関係

(1)　第４項の「撤去」には、貸与品等を契約担当官等に返還することが含まれること。

(2)　第６項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。

第51条関係

(1)　検査期間は、遅延日数に算入しないこと。

(2)　履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第56条関係

本条を採用する場合には、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担について、あらかじめ定めておくこと。